

平成29年12月20日

大阪府議会議長 大橋 一功 様

提 出 者

大阪府議会議員

花 谷 充		今 西 かず	
岩 見 星 光		徳 永 慎 市	
朝 倉 秀 実		富 田 忠 泰	
しかた 松 男		田 中 一 範	
西 惠 司		釜 中 優 次	
みつぎ 浩 明		奴 井 和 幸	
原 田 こう 富		豊 田 稔	
奥 田 悦 雄		吉 田 利 幸	
うらべ 走 馬		西 川のりふみ	
吉 村 善 美		橋 本 邦 寿	
杉 本 太 平		原 田 亮	
西 野 しげる		富 山 勝 成	
松 本 直 高			

第12号意見書案

特権的地方議会議員年金制度の復活に断固反対する意見書

地方議会議員の年金制度については、平成23年6月に廃止されたが、廃止法案審議における衆参両院総務委員会の附帯決議において、制度廃止後概ね一年程度を目途に、地方議会議員の新たな年金制度について検討を行うこととされた。

この附帯決議を受け、国において、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものとするのが、国民の幅広い政治参加や議員の志す新たな人材の確保にもつながっていく、ひとつの方策と考えられることから、すでに厚生年金に加入している公選職の知事や市町村長と同様、地方議会議員の厚生年金への加入が可能かどうかについて議論されている。

しかしながら、地方議会議員を厚生年金に加入させることは、厳しい財政状況にある都道府県に事業主負担という新たな公費負担を生じさせることにもなるため、制度面あるいは負担と給付の面における均衡にも十分配慮しながら、国民の理解が得られるよう、慎重に議論、検討していくことが求められる。

年金制度は国民全体の課題であり、地方議会議員も国民年金や厚生年金という多くの国民と同じ制度のもとにあるべきと考えるのが自然であり、税金の使途について率先して厳しい立場で臨まなければならない地方議会議員について、かつて議員特権と批判され、すでに廃止された年金制度が復活するようなことがあつては、批判の的となるだけでなく、到底国民の理解を得られるものではない。

よって、地方議会議員を特別に処遇するような、かつての「特権的地方議会議員年金制度」の復活については断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
内閣官房長官		

大阪府議会議長
大橋 一功